京都市交通局バナー広告掲載取扱要領

「京都市交通局」ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市交通局オフィシャルサイト
	ホームページのアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/
	ホームページの内容	京都市交通局（市営バス・地下鉄）情報の発信
	アクセス数	交通局トップページの１日平均アクセス数 約３，０２０件（令和６年度の平均） （このデータは参考であり、毎日のアクセス件数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告掲載位置	トップページ中央下部 （詳細な位置については指定できません。）
	規格	・バナー広告の大きさは、縦６０ピクセル×横１４０ピクセル ・ファイルの容量は１バナーにつき２０ＫＢ以内 ・ファイルの種類は「ＧＩＦ」か「ＪＰＥＧ」とし、次の項目を遵守するとともに、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮すること。 ア　点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しない。 イ　文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が見やすくなるように配慮する。 ウ　文字、イラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるように配慮する。
	枠数	２４枠（１枠よりお申込みいただけます。）
掲載条件	広告料金	１枠あたり月額８，２５０円（消費税及び地方消費税相当額７５０円を含む）
	掲載期間	それぞれの枠については、各月の１日から月末の１か月単位の掲載とし、土曜・休日となる場合は翌営業日とします。
	原稿の入稿期限	広告掲載開始の希望日より１週間前
	原稿の入稿方法	掲載するバナー広告を申込者（広告主）において作成し、完全データで入稿していただきます。また、バナー画像とともにリンク先ＵＲＬをテキストデータにて入稿していただきます。 データ送信先 京都市交通局企画総務部営業推進課広告担当 ＴＥＬ　075-863-5062 メールアドレス　sf_shinsa@city.kyoto.lg.jp
広告の範囲	関係規定 （必ずお読み下さい）	京都市交通局広告掲出審査基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
	広告掲載料の支払	申込者は掲載の決定後、広告掲載開始日までに交通局の発行する納入通知書により納入してください。

広告料の支払等	広告掲載料未納の場合の取扱い	申込者は未払いの広告掲載料があるときは、広告の掲載を行わない、又は掲載中の広告については掲載を中止します。
	既納済広告料の返還	既に納付された広告料について、下記の場合について返還いたしません。 ただし、天災等やむ得ない状況を除き、京都市交通局の都合により掲載を中止する場合は、この限りではありません。 ・広告の意匠申請において、掲載開始希望日以降も京都市交通局の承認が得られない場合 ・また、申込者の都合により、掲載を開始している広告を中止する場合 なお、広告料の返還に伴う料金計算において、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
	広告の責務	申込者は広告の掲載に関し、広告主との間に紛争が発生した場合、又は第三者に損害を与えた場合についても、京都市交通局はその責を負いません。この場合、申込者の責任において解決していただきます。
申込手続等	申込資格	申込者は広告主又は広告代理店等とします。
	申込方法	広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記載・押印の上、以下の申込先に郵送願います。
	申込期間	ご希望の掲載開始日の２か月前より随時受付けます。募集枠全ての広告掲載決定後は、受付を終了させていただきます。
	広告掲載の決定方法	京都市交通局広告掲出審査基準に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	広告掲載の中止	掲載中の広告において、以下の場合について一方的に掲載を中止することがあります。また、これにより申込者又は広告主に損害が生じた場合においても、京都市交通局はその補てんの責を負いません。 ・京都市交通局広告掲出審査基準に反したとき ・広告主が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会定期信用を大きく低下させたとき ・広告主が国税、地方税その他公課の滞納処分もしくは強制執行を受けたと認められるとき ・広告主が倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき
	留意事項	・広告の意匠審査については、バナー画像のみならず、リンク先のホームページの等の内容についても行います。 ・継続して広告掲載している場合、途中での意匠変更については申し受けいたします。ただし、新たな意匠にて掲載開始より概ね１か月以上経過していることを条件とします。 ・メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間についても、掲載期間に含めます。 ・本要領に疑義が生じた場合は、京都市交通局の指示に従っていただきます。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市交通局企画総務部営業推進課広告担当 〒616-8104　京都市右京区太秦下刑部町 12 番地 TEL　075-863-5062 FAX　075-863-5069 E-mail　sf_shinsa@city.kyoto.lg.jp